

気象警報発令時の規定

群馬県立前橋工業高等学校 定時制

1 登校時の待機

13時の時点で、「暴風・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が前橋地域または居住地域・通学経路上のいずれかに発令されている場合は、自宅待機とする。

2 臨時休校

15時になっても1の警報が解除されない場合は、臨時休校とする。

3 警報の解除

15時前に1の警報が解除になった場合は、通常授業を行う。

気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。

4 その他の警報

「大雨警報・洪水警報」の場合は、原則通常授業とする。

気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。

5 各種特別警報

「暴風・大雪・暴風雪警報」と同様に対応する。

6 登校後の警報発令時

登校後に前橋地域に「暴風・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されたときは、下校時間を変更するなど適切な措置を講じる。

7 各種注意報

原則通常授業とする。

気象情報や地域の状況等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。

※気象庁「防災気象情報」を判断指標とする

(主な警報：暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪)